

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aに勤務しガソリンスタンドで監視業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、退勤のためバイクで走行中、無灯火、右側走行の自転車と衝突転倒して、救急搬送されたB病院で「右脛骨腓骨骨折」と診断され、加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 下肢の障害について

平成〇年〇月〇日付けC医師作成の診断書(以下「労災診断書」という。)によると、可動範囲は、膝関節は屈曲右130度・左145度、足関節は右50度・左60度と記されており、労働基準監督署職員の測定結果も、膝関節の屈曲右135度・左150度、足関節右50度・左60度であり、いずれの関節可動域も健側の可動域角度の4分の3以下に制限されていないことから、障害等級には該当しないと判断する。

なお、請求人は、C医師作成の平成〇年〇月〇日付けの自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書(以下「自賠責診断書」という。)により、膝関節可動域が健側の4分の3以下に制限されていることから、障害等級第12級の7に該当することになると主張しているが、障害の判断は治癒時の測定に基づくものであり、請求人の主張を採用することはできない。

また、障害等級認定基準(昭和50年9月30日付け基発第565号)では、「下肢の短縮については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを健側の下肢と比較することによって等級を認定する。」としていることから、請求代理人の主張するCT画像での計測値を採用することはできない。

(2) 神経症状について

請求人の右下肢に残存するしびれ・疼痛について、C医師は症状所見書で、「感覚の欠落や運動麻痺は、客観的には証明し得ず、その程度は重たいものではない。」と述べ、自賠責診断書においても、「右下腿および足部はしびれを主体とした感覚障害」と述べていることから障害等級第14級の9と判断する。

(3) 醜状障害について

右下腿の手術に伴う癒痕について、C医師は労災診断書及び自賠責診断書で、「膝蓋骨に約4 cmと、1 cmの術痕が4か所ある」と述べているが、合算した範囲は手のひら大に及ばず、障害等級に該当しない。

(4) なお、労災保険法でいう傷病が「治ったとき」とは、「傷病に対して行われる医学上一般に承認された治療方法（以下「療養」という。）をもってしても、その効果が期待し得ない状態（治療の終了）で、かつ、残存する症状が、自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状固定）に達したときをいうとされており、障害の程度の評価は、原則として療養効果が期待し得ない状態となり、症状が固定したときにこれを行うこと。」とされていることから、従前よりも関節可動域が悪化することは想定できるとする請求代理人の主張は採用できない。

(5) 以上より、請求人に残存する障害は、神経症状として「労働に差し支えないが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」障害等級第14級の9とするのが相当である。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。